

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則 ……………	教育総務課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ……………	福利・給与課	1頁
	○ 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則 ……………	福利・給与課	2頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ……	福利・給与課	2頁

規 則

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和元年六月二十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第一号

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（平成六年三重県教育委員会規則第十九号）を次のように改正する。

別紙様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

お 知 ら せ

令和元年6月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則第二号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出されている書

類は、改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 ^{三重県人事委員会規則} 第三号）の一部を次のように

改正する。

第一号様式中「口本上襟遊袴△△」を「口本襟遊袴△△」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に基づいて提出されている扶養親族届は、改正後の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に基づいて提出された扶養親族届とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 ^{三重県人事委員会規則} 第四号）の一部を次の

ように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「口本上襟遊袴△△」を「口本襟遊袴△△」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に基づいて提出されている届出書その他の書類は、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。